

ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドー
ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・
グロース・ファンド

アイルランド籍／契約型／追加型外国投資信託
円クラス受益証券

運用報告書(全体版)

作成対象期間：第13期(2017年1月1日～2017年12月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドーユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第13期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	アイルランド籍／契約型／追加型外国投資信託 円クラス受益証券
信託期間	円クラスは、2005年10月14日から運用を開始し、設立日から100年後に終了します。ただし、繰上償還によりファンドが償還日より前に終了することがあり、また、受益証券クラスのすべての受益証券が強制的に買い戻されることがあります。米ドルクラスは、2006年2月22日から運用を開始し、2015年11月30日に終了しました。
運用方針	ファンドは、長期的な値上がり益の追求を目的とします。
主要投資対象	主として、日本の金融商品取引所に上場している、または日本証券業協会によって規制されている日本の店頭市場に登録されている、大幅な値上がり益を期待できる会社の株式および株式関連証券(例えば、固定利付転換社債、ワラント債、エクイティ・ワラント)
ファンドの運用方法	主要投資対象に投資することにより運用します。
分配方針	管理会社は、分配を宣言する予定はありません。

管理会社

カーネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ
(アイルランド)リミテッド

代行協会員

みずほ証券株式会社

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	8
III. 純資産額計算書	13
IV. ファンドの経理状況	14
V. お知らせ	48

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=132.39円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第12期末の1口当たり純資産価格	
円クラス	7,159円(分配金額:0円)
第13期末の1口当たり純資産価格	
円クラス	10,252円(分配金額:0円)
騰落率	
円クラス	43.20%

1 口当たり純資産価格の主な変動要因

当期の受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因は、日本の株式市場の総合的な成果であり、特に、ファンドのポートフォリオに含まれる企業の成果です。

(注1) 1口当たり純資産価格は、2016年12月末日現在の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

■分配金について

該当事項ありません。

■投資環境について

政治

国内

2017年上半期に発生した学校法人への国有地売却問題に加えて、獣医学部新設問題に関する説明困難により、内閣支持率は下落し、2017年7月に行われた東京都議会議員選挙において与党・自由民主党（自民党）は惨敗し、8月には内閣改造が行われました。さらに、9月末の臨時国会における衆議院解散の決定および10月の衆議院議員総選挙の結果、野党が小池党首の揺さぶりによって分裂したこともあり、自民党は再び議席の3分の2超を獲得し、野党が政権に影響を及ぼすことなく、安倍連立政権の継続が確保されました。しかしながら、5年目を迎えたアベノミクスの経済政策における2%の物価上昇目標の達成の延期や長引く北朝鮮との緊張状態により、有権者の首相に対する不満はくすぶっています。米国、中国、北朝鮮その他に向けた外交政策、および日本の高齢化に対応しうる社会保障制度等、安倍首相が目指す2020年の新憲法施行のためには解決すべき問題が山積しています。投資運用会社は、今後の政府の取組みを注視する必要があります。

海外

米国において、2017年1月に発足したトランプ新政権は、税制改革およびインフラ整備よりもオバマケアの撤廃を主要な政策課題として優先しましたが、共和党内の支持を固めることができず失敗に終わりました。一方、連邦法人税率を35%から21%に引き下げる大規模減税法案は年末に最終決定され、2018年に施行される予定です。減税の規模は10年間で1.5兆米ドルと予測されており、トランプ氏が選挙中に語っていた4兆乃至4.5兆米ドルよりも小規模ではあるものの、過去最大の減税であり、民間の予測によれば、かかる減税によってGDP成長率が約3%上昇する可能性があります。外交政策については、政権内の柔軟性の欠如および国務長官の解任が聞こえている中、政府の方針が明確にされることがないとの懸念があります。

欧州では、2017年に主要なEU加盟国で行われた選挙において、各国の多数派はEU残留を選択しました。一方、英国のEU離脱交渉において、未払金額等の離脱条件は大筋合意に至ったものの、穏便な離脱を求める英国側の内部でFTA等の問題に関して意見の対立が発生しているため、今後の動向は不透明です。

中国において、2期目に突入した習近平政権は、10月の共産党大会で発表された政治報告において、「国は高度成長段階から質の高い発展の段階へと移行した」と述べました。発展の原動力である供給、革新および消費需要に関して、中国は質的改善を通じた持続可能な発展政策を導入し、同時に過剰生産の解消に取り組みました。

経済

国内

2017年7月から9月期までの日本の実質GDPは、7四半期連続で前四半期を上回りました。これは日本銀行による量的・質的金融緩和政策の成果と考えられており、デフレ防止を目指した現行の金融緩和政策の継続を維持する決め手となりました。株式市場においては、衆議院解散による総選挙の結果が明らかになると、成長株の堅調な収益状況にもかかわらず資本は割安株に投入されました。年末までに、日経平均株価は26年ぶりの高値を更新し、23,000円台にまで達しました。

海外

米国における2017年度の成長率は+2.2%と予測されています。連邦準備制度理事会が安定した個人消費および設備投資にもかかわらず段階的な利上げを行っているものの、目標金利は低いままとなっています。利上げは、雇用状況の改善および失業率の低下に伴って行われます。投資運用会社は、減税による税制改革が行われた場合、さらなる経済成長を予測しています。銀行による融資基準の厳格化および建設労働者の不足により、住宅販売が減少する懸念があります。

ユーロ圏における2017年度の成長率は+2.1%の見通しです。2017年10月、欧州金融政策審議会は、債券購入の月額を600億ユーロから300億ユーロに半減させることを発表しました。安定した経済動向については、当年度下半期に失業率が8%台から下落しましたが、最新の最低値である7.3%（2008年3月値）までは依然遠く、金融緩和の縮小に至るにはその延長が予測されます。

中国における2017年度の成長率の見通しは+6.8%です。同国は輸出増加を背景に継続的に安定しており、投資運用会社はこの状況が続くと予測しています。インターネット通信販売およびメールサービスならびに固定資産への投資を中心に、個人消費の成長は続くと見込まれます。設備投資の形態による資本支出は引き続き拡大すると見込まれます。不動産バブルおよび過剰生産の可能性がリスク要因となっています。しかしながら、投資運用会社は、成長が著しく減速する可能性が低いものと考えています。

国内経済見通し（内閣府）

（単位：％）

	2016年度 実績	2017年度 予想	2018年度 見通し
実質GDP成長率	+1.2	+1.9	+1.8
民間最終消費支出	+0.3	+1.2	+1.4
民間住宅投資	+6.2	+1.1	+0.6
民間企業設備投資	+1.2	+3.4	+3.9
外需寄与度	+0.8	+0.3	+0.1
名目GDP成長率	+1.0	+2.0	+2.5
完全失業率	3.0	2.8	2.7
消費者物価指数・変化率	-0.1	0.7	1.1

*内閣府「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」

*総務省「労働力調査」および「消費者物価指数」

	2016年	2017年	2018年
世界実質GDP成長率	+3.2	+3.6	+3.7
日本実質GDP成長率	+1.0	+1.5	+0.7
米国実質GDP成長率	+1.5	+2.2	+2.3
ユーロ圏実質GDP成長率	+1.8	+2.1	+1.9
中国実質GDP成長率	+6.7	+6.8	+6.5

* IMF「世界経済見通し」 2017年10月発表

株式市場

2017年1月から12月までの間、TOPIXは19.7%上昇し、日経平均株価は19.1%上昇しました。中小型株は急激に値上がりし、日経ジャスダック平均が44.2%、東証二部指数が39.1%の上昇となりました。

2017年1月から4月中旬にかけて、市場全体が下落しました。トランプ政権の初期には、期待から実際の政策に重点が移りましたが、経済政策の具体性の欠如や貿易政策における保護主義傾向は好意的に受け止められず、円安ドル高を招きました。日米首脳会談において蜜月関係がアピールされたにもかかわらず、市場は下落しました。一方、日本の企業収益は2016年10～12月期において良好でした。内需の動向は堅調であり、米国および中国の経済は安定を保ち、引き続き円安により収益が改善しました。

2017年4月中旬から8月にかけて、市場は上昇しました。2017年3月31日終了会計年度の収益は前年度の水準に比べ売上高が増加し、純利益は昨年度とは対照的に上昇を続けました。メーカー、特に電子機器セクターおよび鉄鋼セクターは高い利益率を達成しました。これに伴い、株式市場は上昇しました。

米国では、失業率が16年ぶりの低水準となり、賃金が徐々に上昇し、引き続き株式市場にとり有利な環境が整備されています。利上げが予想されるものの、これは国債発行の縮小計画を伴っており、予想可能な方法で進行しているため重大とは考えられていません。一方、緊張状態と地政学的リスクの高まりにもかかわらず、株式市場への影響は限定的でした。

2017年9月から12月にかけて、市場は急激に上昇しました。10月に行われた衆議院議員総選挙では与党が勝利し、国際的な経済成長とそれに伴う日本企業の堅調な収益成長、および世界各地から日本の株式市場への資本流入とそれによる日本市場の継続的な上昇への強い期待がありました。日経平均株価は16期連続で最高値を更新し、過去最長期間にわたり達成を遂げました。多くの日本企業が、通期の一年度についての中間収益予測を修正しました。加えて、国連安全保障理事会決議および米韓合同軍事演習の終了により、北朝鮮の核実験および軍事的挑発の状況は沈静化しました。米国の税制改革法案は可決され、米国株式市場も上昇を続けました。資本流入については、10月の総選挙の際、海外投資家が日本株を大量購入しました。2017年12月29日現在、TOPIXの終値は1,817.56円でした。セクター別では、石油および石炭製品部門、空輸部門ならびに非鉄金属部門が大幅に上昇し、電気部門およびガス部門は僅かに下落し、不動産および商品先物は僅かな上昇で一年を終えました。

■ポートフォリオについて

ファンドは、1株当りの利益（EPS）成長が市場平均を上回る国内企業を主な投資対象とし、個別企業リサーチに基づくボトム・アップ型のアグレッシブ運用を採用しています。具体的には、以下のような規律ある運用を行っています。

- ① 企業取材をベースに今後3年間のEPSを予測
- ② 株価のバリュエーション
- ③ 中長期的な値上がりのポテンシャルが高い企業への投資

	ユキ・ミズホ・ジャパン・ ダイナミック・グロース・ ファンド	TOPIX	差異
2017年1月1日～2017年12月31日	43.2%	19.7%	23.5%

12月29日現在、投資運用会社は、TOPIXに含まれる企業の2018年3月末日までの企業業績について、58.1兆円の経常利益（前年度から7.7%上昇）、38.5兆円の純利益（前年度から13.4%上昇）、そして12.0兆円の総配当（前年度から7.8%上昇）の各予想を立てています。12月初頭、市場は中東の緊張状態の悪化により下落しましたが、その後、米国の長期金利の上げが予想された際に市場（特に金融）が上昇しました。加えて、7～9月期の実質GDP成長率が+2.5%に上方修正されたこと、および予想を上回る円安における為替レートの安定も有利な要因となりました。さらに、米国税制改革法案の可決の確定および前年度比4.9%の成長を示した好調な年末商戦により、12月末にかけて市場は安定を保ちました。2018年には、米国で慎重な利上げが続くことが予想され、投資運用会社は、雇用情勢等に大きな混乱がなければ日本株への影響は限定的なものに止まらざるを得ないと考えています。投資運用会社は、EPS成長の達成が期待できる企業を選択するためにデュー・デリジェンスおよび企業訪問を引き続き行うことが重要になると考えます。

この環境下において、ポートフォリオは、1株当たり収益の成長が市場平均を上回る企業に重点を置いて、以下の戦略により構築されます。

- ① 医療や医療機器等のヘルスケア事業において中長期的な成長が見込まれる企業、および高齢化により需要の増加が見込まれる類似の株式
- ② 新業態および独自のビジネスモデルの導入によって生産性の改善および拡大が見込まれる、電子商取引領域等における物流および人事関連株
- ③ 最先端の技術を有し、付加価値の高い製品およびソリューションを創出する、ハードウェアおよびソフトウェア開発関連株
- ④ 超低金利、再開発に向けたインフラ開発およびオリンピックに向けた建設のため回復を続けている不動産関連企業からの需要が増加している、建設および設備関連株

ファンドの業績に大きく貢献した個々のポジションに関しては、以下のとおりです。

株式会社ダイフクは、世界最大のマテリアルハンドリング企業です。自動車生産ラインのコンベヤー、半導体およびFPD（フラットパネル・ディスプレイ）のパネル製造におけるクリーン搬送システム、小売物流の統合システム等において世界最大のシェアを有する同社は、アジアの半導体および液晶パネルセクターならびに世界的に拡大している電子商取引関連の流通センターへの意欲的な設備投資を計画しています。同社は、空港の手荷物コンベヤーシステムおよび自動車工場向けの受注の増加を見込んでいます。

株式会社安川電機は、世界最大のACサーボモーターおよびインバータのメーカーです。また、産業用ロボット製品においても世界第4位に付けています。ACサーボモーターおよびインバータは、半導体製造設備や電子部品取付機など、優れたスピードと精密さが求められる設備に搭載されており、主に中国における生産施設および製造業界における先進的な生産施設の自動化を加速的に進めています。自動化の需要の増加により、同社は、2018年2月終了会計年度に関する初期計画を大幅に上回る業績を達成する見込みです。産業用ロボットについては、半導体/液晶、また食品や製薬など、自動車組立以外の幅広い分野からの受注が拡大しています。

株式会社オープンハウスの主な事業は、都心（東京23区、横浜市、川崎市）の戸建て住宅販売であり、そのキャッチフレーズは「東京に、家を持とう。」というものです。世帯数の継続的な増加により、住宅価格の上昇にもかかわらず戸建て住宅の需要は増加しており、2017年9月終了会計年度において、同社は5年連続で最高益を達成しました。中期経営計画においては、ビジネスの中心地から離れた商業地区（埼玉県、愛知県）の拡大およびコンパクトなマンションの開発により、2020年9月終

了会計年度には売上高が5,000億円を上回り（2017年9月30日終了年度から64%増）、経常利益が600億円を上回る（2017年9月30日終了年度から66%増）予定です。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

12月の株価は好調なうちに終値を迎えましたが、同月において、11月の修正中間収益発表に反応して上昇した株式から、原油価格の高騰に反応した非成長型の銀行株および資源関連株に一時的に資本が流入しました。収益が増加した株式に着目すると、P E R 35倍以上で取引されており来会計年度の収益予想と比較して割高な株式であるにもかかわらず、来会計年度の収益予測に依拠する企業および優れたビジネスモデルと堅調な収益を有する企業に資本が流入したため、投資運用会社は、相当なリスクがあると考えています。投資運用会社は、引き続き公正価値で取引している企業に重点を置いてファンドを運用していきます。急激な為替変動が発生した場合であっても、出来高の成長を達成している内需志向企業は中長期的な収益の成長が期待でき、外的要因により株式市場に混乱が発生した場合であっても、かかる企業への影響は最小限であると思われまます。投資運用会社は、自社の差別化、出来高の増加および新市場の創出が可能な企業を公正価値によって見極め、投資していきます。投資運用会社は、3年間のE P Sの予測を利用し、各株式の目標価格に沿ってポートフォリオのポジションの比重を調整していきます。投資運用会社は、企業業績を分析・評価することで、中長期的な利益の向上が期待でき、出来高の成長に基づくE P Sの高い伸び率が期待できる企業への投資に重点を置きます。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	<p>ファンドの純資産価額の1億ユーロ以下の部分については、純資産価額の0.09%</p> <p>ファンドの純資産価額の1億ユーロを超えて2億5,000万ユーロ以下の部分については、純資産価額の0.05%</p> <p>ファンドの純資産価額の2億5,000万ユーロを超える部分については、純資産価額の0.03%</p> <p>(最低年間報酬：72,000ユーロ)</p>	信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
受託会社の報酬	<p>①純資産価額の年率0.02%</p> <p>②一証券取引について、25米ドル</p>	ファンドの資産の保管業務等の受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
投資運用会社の年間報酬	純資産価額の年率0.995%	投資運用契約に基づく投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われます。
成功報酬	受益証券1口当たり純資産価格が最高水準値を超えた額の10%相当	<p>成功報酬は、投資運用会社と販売会社に支払われます。</p> <p>(注) 成功報酬の50%は投資運用会社が受領し、残りの50%は当該受益証券を販売した販売会社が受領します。</p>
販売報酬	純資産価額の年率0.395%	受益証券販売・買戻契約に基づき、ファンド証券の販売・買戻業務の対価として、販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.10%	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、トラストに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用(当期)	1.934%	ファンドの設立に係る専門家による業務等ならびに弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等および監査人等に支払う監査業務等の役務の対価として支払われます。

(注) 各報酬については、目論見書に定められている純資産価額に対する料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。なお、管理会社は、管理事務代行報酬を自らの報酬から控除し支払います。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,000,767,820	95.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		43,280,147	4.15
合計（純資産価額）		1,044,047,967	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2018年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	円				投資 比率 (%)
					取得価額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	オープンハウス 正味現在価値	日本	不動産	10,400	1,925	20,016,252	6,120	63,648,000	6.18
2	フェローテックホールディ ングス 正味現在価値	日本	コンピューター	17,100	1,462	25,002,997	2,456	41,997,600	4.08
3	堀場製作所 正味現在価値	日本	電子機器	5,100	6,365	32,462,460	7,970	40,647,000	3.95
4	東京エレクトロン 正味現在価値	日本	半導体	1,900	18,118	34,424,624	21,055	40,004,500	3.88
5	東海カーボン 正味現在価値	日本	化学	27,600	1,088	30,025,189	1,375	37,950,000	3.68
6	JCU 正味現在価値	日本	化学	14,200	2,099	29,802,741	2,481	35,230,200	3.42
7	明電舎 正味現在価値	日本	手工具および工作機 械	81,000	409	33,115,385	432	34,992,000	3.40
8	ブイ・テクノロジー 正味現在価値	日本	半導体	1,100	5,063	5,568,832	28,620	31,482,000	3.06
9	太陽誘電 正味現在価値	日本	電気機器	16,000	1,829	29,270,760	1,949	31,184,000	3.03
10	安川電機 正味現在価値	日本	機械－総合	6,800	2,795	19,003,473	4,470	30,396,000	2.95
11	アウトソーシング 正味現在価値	日本	商業サービス	16,400	1,313	21,525,349	1,844	30,241,600	2.94
12	新日本無線 正味現在価値	日本	半導体	30,400	753	22,881,409	938	28,515,200	2.77
13	ブリヂストン 正味現在価値	日本	ゴム製品	5,700	4,540	25,875,331	4,589	26,157,300	2.54
14	リンクアンドモチベーショ ン 正味現在価値	日本	商業サービス	22,000	451	9,919,019	1,114	24,508,000	2.38
15	日本航空電子工業 正味現在価値	日本	電子機器	13,000	1,672	21,730,160	1,872	24,336,000	2.36
16	昭和電工 正味現在価値	日本	化学	6,500	2,663	17,308,839	3,655	23,757,500	2.31
17	メイコー 正味現在価値	日本	電子機器	12,600	1,408	17,737,267	1,876	23,637,600	2.29
18	三井化学 正味現在価値	日本	化学	7,500	2,823	21,170,000	3,140	23,550,000	2.29
19	ソニー 正味現在価値	日本	家財道具	4,300	4,466	19,203,099	5,400	23,220,000	2.25
20	日本ライフライン 正味現在価値	日本	ヘルスケア製品	7,000	294	2,061,222	3,230	22,610,000	2.19
21	日本精工 正味現在価値	日本	金属製作およびハー ドウェア	14,200	1,611	22,869,726	1,470	20,874,000	2.03
22	バリューコマース 正味現在価値	日本	インターネット	11,800	673	7,946,214	1,668	19,682,400	1.91
23	山洋電気 正味現在価値	日本	電子機器	2,000	5,084	10,168,172	9,480	18,960,000	1.84
24	アルバック 正味現在価値	日本	半導体	3,100	3,470	10,756,641	5,890	18,259,000	1.77
25	ナブテスコ 正味現在価値	日本	機械－総合	4,600	3,741	17,208,662	3,955	18,193,000	1.77
26	クリーク・アンド・リバー 社 正味現在価値	日本	商業サービス	15,000	1,018	15,277,178	1,179	17,685,000	1.72
27	ジェイエイシー リクルー トメント 正味現在価値	日本	商業サービス	7,800	1,401	10,925,997	2,229	17,386,200	1.69
28	三菱商事 正味現在価値	日本	卸売	5,500	2,878	15,827,990	3,027	16,648,500	1.62
29	UTグループ 正味現在価値	日本	半導体	5,100	1,926	9,820,062	3,025	15,427,500	1.50
30	ディップ 正味現在価値	日本	インターネット	5,400	3,086	16,661,872	2,658	14,353,200	1.39

② 投資不動産物件
該当事項ありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項ありません。

(3) 純資産の推移

下記の各会計年度末および2017年1月1日から2017年12月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額 (円)	1口当たりの純資産価格	
第4会計年度末 (2008年12月末日)	2,466,100,194	円クラス 米ドルクラス	4,492円 49.75米ドル (5,440円)
第5会計年度末 (2009年12月末日)	1,945,284,681	円クラス 米ドルクラス	4,665円 50.54米ドル (5,527円)
第6会計年度末 (2010年12月末日)	1,619,303,775	円クラス 米ドルクラス	4,365円 53.44米ドル (5,844円)
第7会計年度末 (2011年12月末日)	1,073,331,773	円クラス 米ドルクラス	3,333円 43.06米ドル (4,709円)
第8会計年度末 (2012年12月末日)	960,093,431	円クラス 米ドルクラス	3,750円 43.53米ドル (4,760円)
第9会計年度末 (2013年12月末日)	1,353,751,238	円クラス 米ドルクラス	6,153円 58.47米ドル (6,394円)
第10会計年度末 (2014年12月末日)	1,392,271,782	円クラス 米ドルクラス	6,759円 56.56米ドル (6,185円)
第11会計年度末 (2015年12月末日)	1,293,771,783	円クラス 米ドルクラス	6,882円 —
第12会計年度末 (2016年12月末日)	1,245,692,593	円クラス 米ドルクラス	7,159円 —
第13会計年度末 (2017年12月末日)	1,096,962,734	円クラス 米ドルクラス	10,252円 —
2017年1月末日	1,294,408,389	円クラス	7,439円
2月末日	1,299,962,281	円クラス	7,471円
3月末日	1,315,973,720	円クラス	7,563円
4月末日	1,145,259,099	円クラス	7,485円
5月末日	1,090,812,544	円クラス	8,080円
6月末日	925,977,320	円クラス	8,194円
7月末日	965,360,329	円クラス	8,543円
8月末日	980,401,058	円クラス	8,809円
9月末日	1,022,236,769	円クラス	9,200円
10月末日	1,087,396,206	円クラス	9,709円
11月末日	1,116,618,167	円クラス	10,151円
12月末日	1,096,962,734	円クラス	10,252円

- (注1) 米ドルクラス証券は2006年2月22日に運用が開始され、第11会計年度中の2015年11月30日に終了しました。
- (注2) 上記の1口当たり純資産価格および純資産価額は、投資者が購入または買い戻すことができる1口当たりの純資産価格またはこれを算出するための価額であり、財務書類に記載されている1口当たり純資産価格および純資産価額とは用いられている評価原則が異なるため、一致しない場合があります。
- (注3) ファンドは円建のため、米ドルクラスの1口当たりの純資産価格は、財務書類では円建で表示されていますが、申込価格・買戻価格の基になる受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建のため、本「運用実績」においては、米ドル建で表示しています。また、投資者が実際に購入または買い戻すことができる1口当たりの純資産価格と一致しない場合があります。

(4) 分配の推移

- ① 円クラス証券
該当事項ありません。

- ② 米ドルクラス証券
該当事項ありません。

(5) 販売及び買戻しの実績

下記の各会計年度における各クラスの販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末現在の各クラス発行済口数は、以下のとおりです。

(a) 円クラス証券

	販売口数		買戻口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻口数		本邦内における発行済口数
第4会計年度	0	0	65,000	65,000	531,000	531,000
第5会計年度	0	0	116,000	116,000	415,000	415,000
第6会計年度	0	0	46,000	46,000	369,000	369,000
第7会計年度	0	0	49,000	49,000	320,000	320,000
第8会計年度	0	0	70,000	70,000	250,000	250,000
第9会計年度	2,000	2,000	36,000	36,000	216,000	216,000
第10会計年度	0	0	12,000	12,000	204,000	204,000
第11会計年度	0	0	16,000	16,000	188,000	188,000
第12会計年度	0	0	14,000	14,000	174,000	174,000
第13会計年度	0	0	67,000	67,000	107,000	107,000

(注) 2007年12月17日に受け付けた買戻請求は、2008年1月に処理されました。また、2008年12月17日に受け付けた買戻請求は、2009年1月に処理されました。以下同じです。

(b) 米ドルクラス証券

	販売口数		買戻口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻口数		本邦内における発行済口数
第4会計年度	0	0	0	0	3,000	3,000
第5会計年度	0	0	1,000	1,000	2,000	2,000
第6会計年度	0	0	0	0	2,000	2,000
第7会計年度	0	0	0	0	2,000	2,000
第8会計年度	0	0	0	0	2,000	2,000
第9会計年度	0	0	0	0	2,000	2,000
第10会計年度	0	0	0	0	2,000	2,000
第11会計年度	0	0	2,000	2,000	0	0

(注) 米ドルクラス証券は2006年2月22日に運用が開始され、第11会計年度中の2015年11月30日に終了しました。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2017年12月末日現在)

I 資産総額		1,119,377,005円
II 負債総額		22,414,271円
III 純資産価額 (I - II)		1,096,962,734円
IV 発行済口数	円クラス	107,000口
V 1口当たり純資産価格	円クラス	10,252円

(注) 上記は、公表価格 (2017年12月29日) に基づいた数値です。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイトから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文（英文）の財務書類は日本円で表示されている。

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンドの 受益者に対する独立監査報告書

財務書類の監査に関する報告

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド（「ファンド」）の財務書類に対する意見

我々は、本財務書類について、

- ・2017年12月31日現在のファンドの資産、負債および財政状態ならびに同日に終了した会計年度中の利益を、真実かつ公正に表示しており、かつ
- ・関連する財務報告枠組み、適用ある規則および信託証書の定めに従って適正に作成されているものと認める。

我々が監査した本財務書類は、以下により構成されている。

- ・包括利益計算書
- ・財政状態計算書
- ・資本変動計算書
- ・キャッシュ・フロー計算書
- ・関連する注記1乃至22（注記1に定められる重要な会計方針の要約を含む。）

これらの作成に適用された関連する財務報告枠組みは、欧州連合により採択されている国際財務報告基準（IFRS）である（「財務報告枠組み」）。

これらの作成に適用された適用ある規則は、1990年ユニット・トラスト法、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則2013（改正済）および委員会委任規則（EU）No. 231/2013である（「適用規則」）。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（アイルランド）（ISA（アイルランド））および適用ある法令に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の下記「財務書類の監査に対する監査人の責任」で説明する。

我々は、アイルランドにおける我々の本財務書類の監査に関連する倫理要件（アイルランド監査・会計監督機関（IAASA）が発行し、公益法人に適用される倫理基準を含む。）に従ってファンドから独立しており、我々は、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

我々の監査アプローチの要約

主要な監査事項	我々が当年度に認識した主要な監査事項は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資有価証券の評価 ・投資有価証券の存在 ・管理事務代行会社の変更
重要性	我々が当年度に使用した重要性は11,047,155円であるが、これは純資産の平均額の1%に基づいて決定された金額である。
範囲	我々の監査はリスクベースのアプローチであり、ファンドの構造、投資有価証券の種類、第三者業務提供会社の関与、使用されている会計プロセスおよび会計統制、ならびにファンドが運用を行う業種を考慮している。 ファンドは、1990年ユニット・トラスト法に基づきオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。我々は、管理事務代行会社でありアイルランド、ダブリン1、IFSC、ギルド・ストリート、ギルド・ハウスに所在するBNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが保管する会計帳簿に基づいて監査を行った。
我々のアプローチの重要な変更	本件は我々がファンドについて行う最初の監査である。

継続事業に関連する結論

我々は、以下の場合にISA（アイルランド）によって我々に報告が要求される以下の事項に関して報告すべき事柄がない。

- ・管理会社が財務書類の作成において継続事業を前提とする会計処理を実施することが不適切である場合。
- ・財務書類が発行を授権された日から最低12か月間ファンドが継続事業を前提とする会計処理を継続的に実施する能力に関して重要な疑義を生じさせるような認識済の重要な不確実性について、管理会社が財務書類において開示していない場合。

主要な監査事項

主要な監査事項は、我々の職業的専門家としての判断において当会計年度の財務書類に対する我々の監査の中で最も重要であった事項であり、我々が認識した重要な虚偽記載（不正によるものであるか否かを問わない。）の最も重大な評価済リスクを含んでおり、かかるリスクは、監査戦略全般、監査における資源配分および従事チームの努力の指示に対して最大の効果をもたらしたものを含んでいる。これらの事項は、本財務書類全体に対する我々の監査の文脈において、また本財務書類への我々の意見の形成に際して対処されたものであり、我々はこれらの事項に関して別途の意見を提供しない。

主要な監査事項の詳細	我々の監査の範囲が主要な監査事項に対処した方法
<p>投資有価証券の評価</p> <p>2017年12月31日に終了した会計年度において、ファンドの投資有価証券1,052,847,056円は、純資産総額である1,096,961,907円の95.98%に相当した。レベル1の投資有価証券は財政状態計算書上の大部分の残高を表章するため、かかる投資有価証券の評価は主要な監査事項と考えられている。これは、ファンドの業績の主要な推進力でもあり、重要な虚偽記載における最も重大なリスクであると考えられてきた。</p> <p>証券取引所または流通市場で取引される投資有価証券は、IFRS第13号に従って正確に評価されないリスクがある。</p> <p>本財務書類の注記15も参照のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、理解を得て、レベル1の投資有価証券の評価プロセスにおいて実施された主要な統制の策定を評価した。 ・我々は、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの業務監査人のSOC1報告書入手し、評価プロセスにおいて実施されている主要な統制を識別し、かかる主要な統制の例外を精査した。 ・我々は、ファンドの投資有価証券の評価方針がIFRS第13号に則しているかを検討した。 ・我々は、年度末の投資ポートフォリオ内のレベル1の投資有価証券の価格について独立の価格設定情報源が公表した価格であることに合意した。
<p>投資有価証券の存在</p> <p>年度末の投資ポートフォリオは、上場株式証券からなり、1,052,847,056円と評価された。投資有価証券は財政状態計算書上の大部分の残高を表章するため、投資有価証券の存在は主要な監査事項と考えられている。これは、ファンドの業績の主要な推進力でもあり、重要な虚偽記載における最大のリスクであると考えられてきた。</p> <p>ファンドの投資有価証券の存在および正当権原は、本財務書類に重要な虚偽記載がないことを確保する上で極めて重要である。投資有価証券が年度末において存在しないリスクがある。</p> <p>本財務書類の注記15も参照のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、BNYメロンの業務監査人報告書であるSOC1報告書入手し、評価プロセスにおいて実施されている主要な統制を識別し、かかる主要な統制の例外を精査した。 ・我々は、当会計年度末に、独立した確認を受託会社およびその他の取引相手方から得て、投資ポートフォリオに維持される金額について合意した。
<p>当年度における管理事務代行会社の変更</p> <p>ファンドは、精査対象の年度中に管理事務代行会社を変更した。</p> <p>ステート・ストリートは、2017年1月1日から2017年10月1日までの期間における管理事務代行会社であった。バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、2017年10月1日に管理事務代行会社に任命された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、ファンドに適用される報酬レートの精査を含む、バンク・オブ・ニューヨークのシステムにおける新ファンドの初期設定を精査した。 ・我々は、BNYMのSOC1統制報告書を精査し、報告書の範囲、充分性および結果、ならびに新ファンドの開始における統制に関して同報告書を信頼することができるか否かを評価した。 ・我々は、BNYMの期首残高/ステート・ストリートの期末残高の精査を実施した。

これらの事項に関連する我々の監査プロセスは、本財務書類全体に対する我々の監査の文脈において策定されており、個々の記述または開示に関する意見を表明するために策定されているものではない。本財務書類に関する我々の意見は、上記のいずれのリスクに関しても修正されず、我々は、これらの個々の事項に関して意見を表明しない。

我々の重要性の適用

我々は、重要性について、合理的な範囲の識者が本財務書類を信頼した場合にその経済的意思決定が変化または影響される可能性を生じさせるような虚偽記載の重要度と定義している。我々は、監査業務の範囲の策定および我々の業務の結果の評価の両方において重要性を使用する。

我々は、ファンドに関する重要性を11,047,158円すなわち純資産の平均額の1%と決定した。ファンドの主たる目的は投資家にトータルリターンを提供することであるため、我々は、純資産の平均額を重要性の計算において不可欠な要素と考えた。我々は、ファンドおよびその環境、ファンドの複雑性ならびに統制環境の信頼性を理解するなど、量的および質的要因を考慮した。

我々は、552,358円すなわち重要性の5%を超える監査差異、ならびに、当該閾値を下回る差異であって質的な根拠による報告を保証すると我々が考えるものについて管理会社に報告することを管理会社と合意した。我々はまた、財務書類の全記載を評価する際に我々が認識した開示事項について管理会社に報告する。

我々の監査の範囲の概要

我々の監査はリスクベースのアプローチであり、ファンドの構造、投資有価証券の種類、第三者業務提供会社の関与、使用されている会計プロセスおよび会計統制、ならびにファンドが運用を行う業種を考慮している。ファンドは、変動資本を有するオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストとして設立されており、アイルランド法上では1990年ユニット・トラスト法に基づきユニット・トラストとして組織されている。ファンドは、アイルランド中央銀行（「中央銀行」）のAIFルールブックに基づき、一般投資家オルタナティブ投資ファンドとして中央銀行の認可を受けている。ファンドは、サブ・ファンド間で責任が分離されたアンブレラ型ファンドとして組織されている。我々は、管理事務代行会社でありアイルランド、ダブリン1、IFRS、ギルド・ストリート、ワン・ドックランド・セントラルに所在するBNYメロンが保管する会計帳簿に基づいて監査を行った。

その他の情報

その他の情報については、管理会社が責任を負う。その他の情報は、本財務書類および付属する我々の監査報告書を除く、年次報告書および監査済財務書類中の情報を含む。本財務書類についての我々の意見は、その他の情報を対象とせず、我々の報告書に別段の明示的な記載がある場合を除き、その他の情報についてのいかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

本財務書類の監査に関連する我々の責務は、その他の情報を精読し、当該情報と本財務書類または本監査により我々が得た情報との間の著しい矛盾の有無、または重要な虚偽記載の有無を検討することである。我々がかかる著しい矛盾または重要な虚偽記載とみられるものを認識した場合、我々は、重要な虚偽記載が本財務書類中にあるか、またはその他の情報中にあるか判断することを求められている。我々が行った監査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、我々は当該事実を報告する必要がある。

この点につき、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、財務報告枠組みに準拠した本財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制について責任を負っている。

財務書類の作成において、管理会社は、継続事業としてのファンドの存続能力の評価、継続事業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続事業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、管理会社がファンドを清算もしくはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

I S A（アイルランド）に準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、本財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- ・状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これはファンドの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- ・管理会社が採用した会計方針の適切性ならびに管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- ・管理会社が継続事業を前提とした会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続事業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、我々の監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合には、我々の意見を修正することが要求される。我々の結論は、本監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事由または状況を要因として当事業体が継続事業として存続しなくなることがある。
- ・本財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに本財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示する方法で表明しているかを評価する。

我々は、ガバナンスの責任者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で監査人が識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

本報告書は、適用規則および信託証書の定めに従って、ファンドの受益者全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書においてファンドの受益者に対して述べる必要のある事項をファンドの受益者に対して述べるができるように行われており、それ以外の目的では行われていない。法令で許可されている最大限の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が形成した意見について、ファンドおよびファンドの受益者全体以外の者に対して責任を受諾せず、また負うことがない。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

適用規則に規定されるその他の事項に対する意見

監査の過程で行われた業務のみに基づき、我々は、以下のとおり報告する。

- ・我々は、我々が監査目的上必要と考える情報および説明をすべて入手した。
- ・我々は、ファンドの会計帳簿が本財務書類を容易かつ正確に監査するために十分であったことを認める。
- ・本財務書類は、会計帳簿と一致している。

その他報告すべき事項

我々は、2017年12月31日に終了した会計年度およびその後の会計期間の財務書類を監査するよう、管理会社により2018年1月29日に任命された。当社の以前の更新および再任を含む連続した任務の合計期間は1年間であり、2017年12月31日は我々がファンドの財務書類に関して行う最初の監査である。

I A A S Aの倫理基準により禁止されている非監査業務は提供されておらず、我々は、監査の実施においてファンドからの独立を維持した。

我々の監査の意見は、I S A（アイルランド）第260号に従って我々が提供することを要求されている管理会社への追加報告書と一致している。

[署名]

デロイト

勅許会計士兼監査法人

ダブリン2、アールズフォート・テラス、デロイト・アンド・トウシュ・ハウス

日付：2018年4月27日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF YUKI MIZUHO JAPAN DYNAMIC GROWTH FUND

Report on the audit of the financial statements

Opinion on the financial statements of Yuki Mizuho Japan Dynamic Growth Fund (the 'Trust')

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Trust as at 31 December 2017 and of the profit for the financial year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the relevant financial reporting framework, the applicable Regulations and the provisions of the Trust Deed.

The financial statements we have audited comprise:

- the Statement of Comprehensive Income;
- the Statement of Financial Position;
- the Statement of Changes in Equity;
- the Statement of Cash Flows; and
- the related notes 1 to 22, including a summary of significant accounting policies as set out in note 1.

The relevant financial reporting framework that has been applied in their preparation is International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the European Union ("the relevant financial reporting framework").

The applicable regulations that have been applied in their preparation is the Unit Trusts Act, 1990 and the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 (as amended) and the Commission Delegated Regulation (EU) No.231/2013 ("the applicable Regulations").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are described below in the "Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements" section of our report.

We are independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority, as applied to public interest entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Summary of our audit approach

Key audit matters	The key audit matters that we identified in the current year were: <ul style="list-style-type: none"> • <i>Valuation of Investments</i> • <i>Existence of Investments</i> • <i>Change in administrator</i>
Materiality	The materiality that we used in the current year was JPY11,047,155 which was determined on the basis of 1% of Average Net Assets.
Scoping	Our audit is a risk based approach taking into account the structure of the Trust, types of investments, the involvement of the third parties service providers, the accounting processes and controls in place and the industry in which the Trust operates. The Trust is established as an open ended umbrella Unit Trust under the Unit Trusts Act 1990. We have conducted our audit based on the books and records maintained by the administrator BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited, Guild House, Guild Street, IFSC, Dublin 1, Ireland.
Significant changes in our approach	This is our first audit of the Trust.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (Ireland) require us to report to you where:

- the manager's use of the going concern basis of accounting in preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the manager has not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the Trust's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements of the current financial year and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) we identified, including those which had the greatest effect on: the overall audit strategy, the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Key Audit Matter Description	How the scope of our audit responded to the key audit matter
<p>Valuation of investments</p> <p>For the financial year ended 31 December 2017 the investments of the Trust JPY1,052,847,056 amount to 95.98% of total net assets of JPY1,096,961,907. The valuation of Level 1 investments is considered a key audit matter as the investments represent a significant balance on the Statement of Financial Position. This is also the main driver of the Trust's performance and has been identified as the most significant risk of material misstatement.</p> <p>There is a risk that investments traded on an exchange or a secondary market may not be valued correctly in accordance with IFRS 13.</p> <p>Refer also to note 15 in the financial statements.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • We obtained an understanding and assessed the design of the key controls that have been implemented over the valuation process for Level 1 investments. • We obtained Bank of New York Mellon's service auditors' SOC 1 report and identified the key controls in place over the valuation process and reviewed those key controls for any exceptions. • We considered if the Trust's valuation policy for investments is in line with IFRS 13. • We agreed the prices of Level 1 investments in the investment portfolio at year-end to prices published by independent pricing sources.
<p>Existence of investments</p> <p>The investment portfolio at the year-end comprised listed equity investments valued at JPY1,052,847,056. The existence of investments is considered a key audit matter as the investments represent a significant balance on the Statement of Financial Position. This is also the main driver of the Trust's performance and has been identified as the most higher risk of material misstatement.</p> <p>The existence of and good title to the Trust's investments is crucial to ensuring the financial statements are free from material misstatement. There is a risk that the investments may not exist at year end.</p> <p>Refer also to note 15 in the financial statements.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • We obtained BNY Mellon service auditor's report SOC 1 Report and identified the key controls in place over the valuation process and reviewed those key controls for any exceptions. • We obtained independent confirmations from the depository and other counterparties at the financial year end and agreed the amounts held to the investment portfolio.

<p>Change in administrator during the year The Trust changed administrators during the year under review.</p> <p>State Street were the administrator for the period from 1 January 2017 to 1 October 2017. Bank of New York Mellon was appointed as administrator on 1 October 2017.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • We reviewed the initial set-up of the new funds on Bank of New York's systems including reviewing the fee rates applied to the Trust. • We reviewed the BNYM's SOC 1 controls report and assessed the scope, sufficiency and results of the report and whether we could place reliance on this report with regard to controls over the on-boarding of new funds. • We performed a review of opening balances per BNYM / closing balances per State street.
---	--

Our audit procedures relating to these matters were designed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and not to express an opinion on individual accounts or disclosures. Our opinion on the financial statements is not modified with respect to any of the risks described above, and we do not express an opinion on these individual matters.

Our application of materiality

We define materiality as the magnitude of misstatement that makes it probable that the economic decisions of a reasonably knowledgeable person, relying on the financial statements, would be changed or influenced. We use materiality both in planning the scope of our audit work and in evaluating the results of our work.

We determined materiality for the Trust to be JPY11,047,158 which is 1% of average net assets. We have considered the average net assets to be the critical component for calculating materiality because the main objective of the Trust is to provide investors with a total return. We have considered quantitative and qualitative factors such as understanding the Trust and its environment, complexity of the Trust and the reliability of the control environment.

We agreed with the manager that we would report to the manager any audit differences in excess of JPY552,358 or 5% of materiality, as well as differences below that threshold that, in our view, warranted reporting on qualitative grounds. We also report to the manager on disclosure matters that we identified when assessing the overall presentation of the financial statements.

An overview of the scope of our audit

Our audit is a risk based approach taking into account the structure of the Trust, types of investments, the involvement of the third parties service providers, the accounting processes and controls in place and the industry in which the Trust operates. The Trust is incorporated as an open-ended umbrella Unit Trust with variable capital and is organised under the laws of Ireland as a unit trust pursuant to the Unit Trusts Act, 1990. The Trust is authorised by the Central Bank of Ireland (the "Central Bank") as a Retail Investor Alternative Investment Fund under the Central Bank AIF Rulebook. The Trust is organised as an umbrella fund with segregated liability between Sub Funds. We have conducted our audit based on the books and records maintained by the administrator BNY Mellon at One Dockland Central, Guild Street, IFRS, Dublin 1, Ireland.

Other information

The manager is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Annual Report and Audited Financial Statements, other than the financial statements and our auditor's report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the manager for the financial statements

The manager is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with the relevant financial reporting framework, and for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager either intend to liquidate the Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs (Ireland), we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the manager.

- Conclude on the appropriateness of the manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of the auditor's report. However, future events or conditions may cause the entity to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that the auditor identifies during the audit.

This report is made solely to the Trust's unitholders, as a body, in accordance with the applicable Regulations and the provisions of the Trust Deed. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trust's unitholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trust's unitholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Report on other legal and regulatory requirements

Opinion on other matters prescribed by the applicable Regulations

Based solely on the work undertaken in the course of the audit, we report that:

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the Trust were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.

Other matters which we are required to address

We were appointed by AIFM on 29 January 2018 to audit the financial statements for the financial year end 31 December 2017 and subsequent financial periods. The period of total uninterrupted engagement including previous renewals and reappointments of the firm is one year, with 31 December 2017 being our first audit of the Trust's financial statements.

The non-audit services prohibited by IAASA's Ethical Standard were not provided and we remained independent of the Trust in conducting the audit.

Our audit opinion is consistent with the additional report to the AIFM we are required to provide in accordance with ISA (Ireland) 260.

Deloitte
Deloitte

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Deloitte & Touche House, Earlsfort Terrace, Dublin 2

Date: *27 April 2018*

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド 財政状態計算書

		2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
	注記		
流動資産			
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1	1,052,847,056	1,194,724,252
債権	8	10,958,405	32,524,717
現金および預金残高	9	55,570,717	56,840,070
流動資産合計		1,119,376,178	1,284,089,039
流動負債			
債務（1会計年度以内に期日が到来する額）	10	(22,414,271)	(38,397,273)
買戻可能参加受益者に帰属する純資産		1,096,961,907	1,245,691,766

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

管理会社を代表して

[署名]

ニール・クリフォード

[署名]

エリザベス・ビーズリー

2018年4月25日

(2) 損益計算書

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド
包括利益計算書

	注記	2017年12月31日 終了会計年度 日本円	2016年12月31日 終了会計年度 日本円
公正価値による投資有価証券にかかる純利益	5	411,029,404	64,221,716
総収益	6	25,289,000	17,717,314
投資有価証券にかかる利益合計		436,318,404	81,939,030
運用費用	7	(50,566,160)	(35,237,354)
当会計年度純利益		385,752,244	46,701,676
金融費用			
支払利息		(154,790)	(102,073)
税金控除前運用利益		385,597,454	46,599,603
控除：源泉徴収税	4	(3,450,313)	(2,551,620)
源泉徴収税控除後当会計年度利益		382,147,141	44,047,983
運用による受益者に帰属する純資産の純増加		382,147,141	44,047,983

すべての金額は継続的な運用からのみ生じている。本包括利益計算書に計上されている以外に、認識された損益はない。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド
資本変動計算書

	注記	2017年12月31日 終了会計年度 日本円	2016年12月31日 終了会計年度 日本円
期首現在買戻可能参加受益者に帰属する純資産		1,245,691,766	1,293,771,783
買戻可能参加受益証券の売買による変動			
買戻可能参加受益証券販売受領額	2	—	—
買戻可能参加受益証券買戻支払額	2	(530,877,000)	(92,128,000)
		(530,877,000)	(92,128,000)
運用による買戻可能参加受益者に帰属する純資産の純増加		382,147,141	44,047,983
期末現在買戻可能参加受益者に帰属する純資産		1,096,961,907	1,245,691,766

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド
キャッシュ・フロー計算書

	2017年12月31日 終了会計年度 日本円	2016年12月31日 終了会計年度 日本円
運用活動からのキャッシュ・フロー		
当会計年度包括利益合計	382,147,141	44,047,983
運用にかかわる非現金残高の純変動：		
金融商品の純減少	141,877,196	52,716,432
債権の減少	21,566,312	525,789
債務の（減少）	(15,983,002)	(6,035,207)
運用活動からのキャッシュ・フロー	147,460,506	47,207,014
資金調達活動からのキャッシュ・フロー		
買戻可能受益証券の発行	—	—
買戻可能受益証券の買戻し	(530,877,000)	(92,128,000)
資金調達活動に使用された現金純額	(530,877,000)	(92,128,000)
当会計年度現金および現金等価物の変動	(1,269,353)	(873,003)
当期首現在現金および現金等価物	56,840,070	57,713,073
当期末現在現金および現金等価物	55,570,717	56,840,070
補足情報		
受取配当	25,673,179	17,448,499
支払税金	(3,450,313)	(2,551,620)
支払利息	(154,790)	(102,073)

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド
財務書類に対する注記
2017年12月31日終了会計年度

1. 重要な会計方針

財務書類の作成において採用された主要な会計方針および推定方法は、以下に記載されている。かかる方針は、別途記載がない限り、すべての表示された会計年度を通じ一貫して採用されている。

作成の基礎

2017年12月31日終了の会計年度に関する本財務書類は、国際財務報告基準（「IFRS」）および欧州連合（「EU」）により採択されているその解釈、1990年ユニット・トラスト法ならびに中央銀行のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）ルールブックに従って継続事業ベースで作成されている。

未採用の新基準および解釈

2018年1月1日以降に開始する年度において有効となるIFRS第9号「金融商品」は、事業体が一部の混合契約を含む金融資産および金融負債をどのように分類および測定すべきかについて規定している。金融負債の分類および測定に関する国際会計基準第39号のほとんどの要件は変更されないままであった。当該基準においては、国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」の要件と比較して金融資産の分類および測定の方針が改善され、簡略化されている。

当該基準は、金融資産の一貫した分類方針を採用し、国際会計基準第39号における金融資産の複数の分類（各々に固有の分類基準があった。）を変更する。ファンドは、その金融資産および金融負債を引き続き損益計算書を通じて公正価値で分類することが予想されるため、当該基準がファンドの財政状態または業績に重大な影響を与えることは予想されていない。

その他の新基準はいずれも、ファンドに適用されない。

会計の基礎

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で保有される金融資産および負債の再評価額により修正された取得原価主義に基づいて作成されている。財務書類は日本円で作成されている。これは、ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨である。

収益および費用の認識

ファンドがかかる情報を合理的に入手できる場合、分配金は、有価証券が最初に「配当落ち」として値付けされる日に包括利益計算書において収益として認識される。収益は発生主義で計上される。源泉徴収税控除を被る収益は、かかる源泉徴収税を含めた額で表示される。源泉徴収税は包括利益計算書において単独で記載される。すべての費用はファンドに帰属し、日々発生する。

投資有価証券にかかる実現利益および損失

損益計算書を通じて公正価値で測定する投資有価証券売却に対する実現利益および損失は、投資有価証券の平均簿価に基づき現地通貨で計算され、包括利益計算書において、公正価値で測定される投資有価証券にかかる純利益または損失に含まれる。

投資有価証券にかかる未実現利益および損失

当会計年度中に発生した損益計算書を通じて公正価値で測定する投資有価証券に対する未実現利益

および損失は、包括利益計算書における公正価値で測定される投資有価証券にかかる純利益または損失に含まれており、分配可能である。

現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行に保管される通知預金を含む。当座借越（もしあれば）は、負債に分類される。

損益計算書を通じて公正価値で測定する投資有価証券

分類

本分類は、取引目的で保有される金融資産および負債、ならびに当初に損益計算書を通じて公正価値で測定すると取締役が指定した金融資産および負債の2種類の下位分類に分けられる。当初認識後、損益計算書を通じて公正価値測定すると分類されたすべての商品は、公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識される。

認識、認識の中止および測定

投資有価証券の売買は取引日（ファンドが資産の購入または売却を約束した日）に認識される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初は公正価値により認識される。取引費用は、包括利益計算書において経費として計上される。

投資有価証券から発生するキャッシュ・フローの受領権限が終了した場合、またはファンドが所有権にかかるほぼすべてのリスクおよびリターンを移転し、実現利益または損失が認識される場合、投資有価証券の認識は中止される。実現利益および損失は、包括利益計算書において、公正価値による投資有価証券にかかる純利益／（損失）として表示される。

損益計算書を通じて公正価値で測定するすべての金融資産および金融負債は、当初の認識に続き、公正価値により測定される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書において、公正価値による投資有価証券にかかる純利益／（損失）として表示される。

公正価値の見積り

株式一公認の証券取引所に上場され、またはその他の組織化された活気ある市場で取引される株式商品は公正価値で評価される。かかる商品に対する主要な取引所または市場における取引終了時価格、すなわち市場最終取引価格は、公正価値の最善の証拠として取り扱われる。関連取引所外でプレミアムもしくはディスカウント、または店頭市場においてプレミアムまたはディスカウントで取得または取引される商品については、投資有価証券の評価日現在の当該プレミアムまたはディスカウントを考慮の上評価することができる。

管理会社の意見によれば、取引時以来経済状況に重要な変更が発生していない限り、直近の取引価格が現在の公正価値の証拠を提供する。金融資産に対する市場が活発でない場合、取引終了時の資産に対する実現見込額の設定を目的として、投資運用会社と協議の上、管理会社が決定し、受託会社が承認した評価方法を用いてファンドが公正価値を設定する。

評価方法には（可能であれば）知識豊富な自発的当事者間で行われる直近のアームズ・レングスな市場取引の利用、実質的に同一な他の商品の公正価値の参照、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析およびオプション価格モデルが含まれる。一般的に市場参加者が商品の価格設定に使用する評価方法が存在し、かかる方法が実際の市場取引で取得された価格の信頼できる見積価格を提供できることを示した場合、ファンドは当該方法を使用する。見積り方法および評価モデルは、公正価値の計算に使用される場合がある。2017年12月31日現在において、当該方法で評価された商品はなかった

（2016年12月31日：該当事項なし）。

評価日および評価時点

当該評価時点は、当該取引日の午後12時（アイルランド時間）である。評価日は各取引日である。

買戻可能参加受益証券

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択により買い戻すことができ、国際会計基準第32号に基づき持分（エクイティ）として分類される。ファンドがその買戻可能受益証券を買い戻す場合、直接に帰属する増分費用（所得税控除後）を含む支払対価は、受益証券が消却、再発行または処分されるまで、ファンドの受益者に帰属する持分から控除される。その後、かかる受益証券が売却または再発行される場合、直接に帰属する増分取引費用および関連する所得税の影響を除いた受取対価は、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドの受益者に帰属する持分に含まれる。

分配方針

買戻可能参加受益者に分配される金額は、投資諮問委員会との協議の上、管理会社が決定する、当該会計年度のファンドの収益（かかる収益は、ファンドのすべての営業支出およびその他の収益支出の控除後分配が可能である。）ならびにキャッシュ・フローの利用可能性および適切とみなされる調整を条件として、管理会社が決定する、ファンドの資本の一部を構成する実現および未実現純キャピタル・ゲインを伴う累積利益を含む。

重大な判断および見積り

国際会計基準第34号に準拠した財務書類の作成において、経営陣は、資産および負債の報告金額ならびに財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施することを要する。見積りはまた、包括利益計算書の報告期間において、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

仮定を裏付けとする見積りは、継続的に見直される。会計見積りに対する改訂は、見積りが改訂された期間および影響する将来の会計期間において認識される。

外貨

機能通貨

取締役会は、対象となる取引、事象および状況に関する経済的影響を最も誠実に反映する通貨は日本円であると考えた。日本円は、ファンドがその運用成績を測定し運用結果を報告する際に用いる通貨であると同時に、申込み時に投資家から受領する通貨である。

外貨による取引

外貨による取引は、取引日の為替レートでファンドの機能通貨に換算される。

2. 発行済受益証券口数および買戻可能参加受益者に帰属する純資産

各受益証券はファンドの個別の受益権を表章する。ファンドへの投資にかかるリターンは、ファンドの資産の運用成績および受益証券の純資産価額の増減のみに左右される。

ファンドの英文目論見書の規定に準じ、上場投資有価証券および店頭または値付け業者によって値付けされる投資有価証券は、販売、買戻しおよび様々な報酬計算のため1口当たり純資産価格を決定する目的で、評価日の最終取引価格で計上される。

受益者に帰属する純資産は、財政状態計算書上の負債を表章し、受益者がファンドの受益証券の買戻権を行使した場合に財政状態計算書日現在において支払われる買戻価格で計上される。

	2017年12月31日 円クラス	2016年12月31日 円クラス
期首残高	174,000	188,000
申込み	—	—
買戻し	(67,000)	(14,000)
期末残高	107,000	174,000

当会計年度における円クラスの買戻し合計額は、530,877,000円（2016年度：92,128,000円）であった。当会計年度における円クラスの申込みはなかった（2016年度：0円）。

3. 重要な契約

管理会社

管理会社は、下記の年間管理報酬の上限額を受領し、ならびに負担した経費（および付加価値税（もしあれば））の払戻しを受ける権利を有する。

- ・ ファンドの純資産価額の1億ユーロ以下の部分については、純資産価額の0.09%
- ・ ファンドの純資産価額の1億ユーロを超えて2億5,000万ユーロ以下の部分については、純資産価額の0.05%
- ・ ファンドの純資産価額の2億5,000万ユーロを超える部分については、純資産価額の0.03%

上記にかかわらず、管理会社は、72,000ユーロ（および付加価値税（もしあれば））の年間最低報酬を受領する権利を有するものとする。管理報酬は、日々発生し、毎月後払いとする。

管理会社はまた、ファンドの資産から、すべての管理費用（および付加価値税（もしあれば））を受領する権利を有する。

受託会社

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.02%（および付加価値税（もしあれば））を受領するものとする。かかる報酬は日々発生し、毎月後払いされる。受託会社は、さらに一証券取引について25米ドル（および付加価値税（もしあれば））を受領するものとする（保管報酬）。サブ・カストディアンに支払う報酬（通常の商業レートで支払われる。）は、ファンドの資産から支払われるものとする。

投資運用会社

投資運用会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.995%（および付加価値税（もしあれば））を受領するものとする。かかる報酬は日々発生し、毎月後払いされる。

サブ・アドバイザーに支払う報酬は、投資運用会社に支払われる報酬から支払われるものとする。

ファンドは、業務遂行に関して投資運用会社に対してまたは投資運用会社が支払うその他の報酬または支払金額に適用ある付加価値税の支出について負担する。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、日々発生し、毎月後払いされる年間報酬を管理会社の報酬から受領する権利を有する。

販売報酬／代行協会員報酬

日本における販売会社は、日本で販売されたファンドの受益証券の純資産価額の0.395%を受領することができる。日本における代行協会員は、日本で販売されたファンドの受益証券の純資産価額の0.10%を受領することができる。

販売会社は、販売会社を通じて募集した受益証券に関連した報酬についてのみ受領する権利を有する。受益証券の募集が販売会社を通じて行われていない場合は、管理会社は投資運用会社に対して、かかる募集すべてを反映した金額を、毎月比例配分して支払う。この金額は、通常販売会社へ支払われる報酬から支払われる。

成功報酬

投資運用会社は、ファンドの純資産価額の0.995%の年間報酬に加えて成功報酬を受領することができる。さらに、投資運用会社は、受益証券毎に算出される成功報酬の50%を管理会社から受領することができる。したがって、各受益証券は、受益証券の運用実績と正確に一致する成功報酬が課されることになる。

日本における販売会社は、ファンドの資産から日本において販売された受益証券毎に算出される成功報酬の50%を管理会社から受領することができる。

成功報酬は年間ベースで計算される（各12か月間を「計算期間」という。）。受託会社は、投資運用会社に支払われる成功報酬の計算を確認する。

各受益証券についての成功報酬は、受益証券1口当たり純資産価格が最高水準値（以下「最高水準値」という。）を超えた額の10%相当とする。評価日における最高水準値は、最初の計算期間に関して、（当初募集期間終了時の）受益証券1口当たり純資産価格、またそれ以後はそれ以前の計算期間の最終日における受益証券1口当たり純資産価格の最高額（当初募集期間終了時の受益証券1口当たり純資産価格を含む。）である。

成功報酬は、各計算期間について毎年12月31日に後払いで支払われる。成功報酬は、毎日発生し、各評価日における受益証券1口当たり純資産価格の計算を行う際に考慮される。受益者が計算期間の終了前に受益証券の買戻しを行った場合、当該受益証券についての発生済みかつ未払いの成功報酬は、買戻金から控除され、その後迅速に投資運用会社に支払われる。

各計算期間についての成功報酬は、発生した成功報酬を控除する前の受益証券1口当たり純資産価格を参考に計算される。

成功報酬がファンドから支払われる場合、当該成功報酬は、各計算期間の終了時における純実現および純未実現損益に基づく。その結果、成功報酬は、その後実現されることのない未実現利益に基づき支払われることがある。

2017年12月31日終了会計年度または2016年12月31日終了会計年度中に支払われるべき成功報酬はなかった。

4. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年租税統合法（改正済み）第739B条に定義された投資事業としての資格を有する。かかる基準にのっとり、ファンドの収益または利益に対しアイルランドの税金を課されない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合、アイルランドの税金が課せられることがある。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却または譲渡、および当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下の者については、課税事由に関し、アイルランドの税金がファンドに対して課せられない。

(a) 当該課税事由の発生時点で、税法上アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受

益者。ただし、1997年租税統合法（改正済）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、ファンドが総額の支払を行う許可をアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。

(b) 必要な署名済法定宣誓書をファンドに提出しているアイルランドの課税居住者である一定の免除受益者。

ファンドによる投資に対して受領する分配金、利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）は、投資収益／利益が発生する国の税金が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

5. 公正価値による投資有価証券にかかる純利益

	2017年12月31日 終了会計年度 日本円	2016年12月31日 終了会計年度 日本円
投資有価証券にかかる純実現利益	339,985,245	127,198,420
投資有価証券にかかる純実現損失	(46,199,808)	(217,978,372)
実現利益／（損失）合計	293,785,437	(90,779,952)
投資有価証券にかかる未実現利益の純変動	117,243,967	155,001,668
未実現利益合計	117,243,967	155,001,668
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債にかかる純利益	411,029,404	64,221,716

6. 総収益

	注記	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
公正価値による投資有価証券にかかる収益	1	25,289,000	17,301,891
雑収益		—	415,423
		25,289,000	17,717,314

7. 運用費用

	注記	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
管理報酬	3	(9,111,661)	(7,456,833)
管理事務代行報酬	3	—	(1,164,566)
投資運用報酬	3	(11,182,082)	(11,736,076)
販売報酬	3	(1,061,529)	(5,851,251)
プレースメント・エージェンツ報酬	3	(4,599,680)	—
受託報酬	3	(926,998)	(353,807)
保管報酬	3	(2,463,740)	(577,541)
監査報酬		(2,439,933)	(1,370,905)
サブ・カストディアン報酬		(269,439)	(289,575)
専門家報酬		(15,915,476)	(5,106,804)
上場費用		(2,595,622)	(1,329,996)
運用費用合計		(50,566,160)	(35,237,354)

8. 債権

	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
未収収益	1,781,311	1,840,666
投資有価証券売却に係る未収金	9,177,094	30,244,095
その他債権	—	439,956
	10,958,405	32,524,717

9. 現金および預金残高

	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
現金および預金残高	55,570,717	56,840,070

すべての現金残高はBNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドが保有している。

BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドの2017年12月31日現在の信用格付は、AA-であった（2016年12月31日現在のステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー：AA-）。

10. 債務（1会計年度以内に期日が到来する額）

	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
未払費用	(12,456,330)	(10,110,294)
投資有価証券購入にかかる未払金	(9,957,941)	(28,286,979)
	<u>(22,414,271)</u>	<u>(38,397,273)</u>

11. 2017年12月31日終了会計年度投資有価証券売買

	2017年12月31日 日本円	2016年12月31日 日本円
購入金合計	838,060,795	1,175,455,511
売却金合計	1,390,967,395	1,294,350,775

12. 関連会社取引

カーネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッドは、ファンドの2017年12月31日終了の会計年度における管理会社として、9,111,661円の報酬を取得した（2016年度：7,456,833円）。当会計年度末現在、カーネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッドに対し、2,385,384円（2016年度：107,767円）が未払いであった。カーネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッドはまた、グローバルに登録事務代行業務を提供している。

カーネ・グローバル・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドはまた、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドに対し、アネックスIVの規制上の報告業務を提供している。当該業務の提供に関して、カーネ・グローバル・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドに対し、年間5,000ユーロの報酬が支払われる。

株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチは、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドの投資運用会社として、当会計年度中、提供した業務に対し11,182,082円（2016年度：11,736,076円）を取得した。当会計年度末現在、株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチに対し、2,673,985円（2016年度：1,956,456円）が未払いであった。

ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドの関係会社であるみずほ証券株式会社は、日本における代行協会会員および販売会社として、当会計年度中提供した業務に対し、プレースメント・エージェント報酬を含む5,661,209円（2016年度：5,851,251円）の報酬を取得した。当会計年度末現在、みずほ証券株式会社に対し、1,560,128円（2016年度：2,977,231円）が未払いであった。

関連当事者取引

中央銀行のAIFルールブックの「管理会社、ジェネラル・パートナー、受託会社、AIFM、投資運用会社もしくは代理人またはこれらのグループ会社による取引」のセクションに記載されるとおり、管理会社、ジェネラル・パートナー、受託会社、AIFM、投資運用会社もしくは代理人またはこれらのグループ会社（「関連当事者」）により実施されるファンドとの取引はいずれも、対等当事者間取引として遂行されなければならない。取引は、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。

管理会社の取締役は、上記に記載される義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確保するための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期間中に締結された関連当

事者との取引が同第1節に記載される義務に準拠していることに満足している。

13. ポートフォリオの変更

すべてのポートフォリオの変更の写しは、管理事務代行会社から無料で入手できる。

14. ソフト・コミッション契約

当会計年度または前会計年度中、ソフト・コミッション契約はなかった。

15. 金融商品

全般的なリスク管理プロセス

投資運用会社である株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチは、投資諮問委員会の監督の下、ファンドのリスク管理プロセスを運用し、その機能は、受託会社であるBNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドおよび管理会社の取締役会の双方によって監視される。

株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチは、サブ・ファンド・マネジャー、トレーダー、および投資事務担当者間で明確に責任が分担された機能によって組織されている。優良なコーポレート・ガバナンスを確保するため、株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチは、以下に概説される複数の手法を採用している。

- ・ 管理プロセスの取締役会のメンバーによる監視
- ・ 監査役（株主により任命された日本の企業弁護士で、業務執行および、取締役（執行役員であることが多い）による経営を監督し、監査する。取締役会に加え、監査役は、コーポレート・ガバナンスにおける法律上の重要な構成要素である。）の就任
- ・ 投資方針委員会、および
- ・ 法令遵守委員会および法令遵守担当役員

リスク管理プロセスは、一連の内部規定（すなわち、リスク管理規定、投資運用ガイドラインおよびマニュアル、トレーダー・ガイドラインおよびマニュアル等）に規定されているチェック・アンド・バランス・システムを提供する、階層式レビューとクロス・ファンクション・レビューによって構成される。ファンド特有のリスクは、関連するファンド運用チームが、トレーディング・チーム、投資事務チーム、法令遵守チームのサポートを受けながら管理する。

かかるプロセスにおいて、ファンド運用チームは、内部投資運用規則と手続に厳密に従って投資判断を行い、投資実行を指示することになる。ファンドのリスク管理は、ポートフォリオの構築を通じてファンドに組み込まれており、内部ガイドラインおよびマニュアルに厳密に則って管理される。

内部監査は、定期的かつ適時に行われ、リスク管理プロセスの効果的な運用を確保している。

管理会社の取締役会は、リスクの特定および制御に最終的な責任を有する。しかしながら、ファンドのリスクの日々の管理に対する責任は、管理会社のリスク管理方針に従い、ファンドの管理会社であるカーネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッド（「カーネ」）、およびファンドの投資運用会社である株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチに委託されている。カーネは、リスク管理方針および管理手続（「RMPP」）に従ってファンドの金融リスクを管理する。カーネのリスク管理担当役員は、RMPPの遂行に責任を有する。オペレーショナル・リスクは、受任者による定期的なデュー・デリジェンスおよび受任者からの報告の継続的な監視を通じて、リスク管理担当役員および管理会社に監視される。

さらに、カーネは、リスク・エクスポージャーの更なる管理のため、四半期に1回の会議を開催するリスク委員会（「委員会」）を設置した。委員会は、ファンドのリスク管理の枠組み、特にガバナンスおよびリスク・コンプライアンスに関するリスク管理機能の有効性を監視している。委員会は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、取引相手方リスクおよびオペレーショナル・リスクが、

ファンドのリスク特性ならびにファンドの英文目論見書および英文目論見書補遺に沿って特定され、測定され、監視され、および管理されることを確保する。委員会は、必要であると判断される場合には、リスクに関連する問題に対処し、取締役会レベルに上程する。委員会は、ファンドの投資リスクを分散させる目的を保持する。

委員会は、投資運用会社から2名、カーネから2名の計4名の構成員からなる。委員会は、月に1回以上の会議を開催し、また、状況に従って定期的にそれ以上の頻度で会議を開催することができる。委員会は、会計年度中に1回以上、その運用の有効性に関して業績および参照規程を検討し、必要であれば取締役会に変更を提言する。

カーネは、ファンドの英文目論見書および英文目論見書補遺を通じて投資家に伝達されている事項に関して、投資戦略、基本方針およびポートフォリオ特性の間の整合性を監視する。

カーネは、ファンドに影響を及ぼすオペレーショナル・リスクを検討し、および見極め、また、ファンドに影響を及ぼすことがある業務提供会社のプロセスの欠陥に対処する。

財務報告基準に規定されているとおり、リスクは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの要素に分けることができる。財務書類の読者に投資運用会社と管理会社の取締役会が採用したリスク管理手法を理解してもらうため、各々のリスクについて順に説明し、関連する定性的および定量的分析を記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが、時価の変化により変動するリスクである。市場リスクには、通貨リスク、金利リスクおよび時価リスクの3種類のリスクがある。

(i) 時価リスク

金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが、特定の金融商品もしくはその発行体に特有な要因によって引き起こされたリスクであるか、または市場で取引されている類似の金融商品にも影響を与えるその他の要因であるかにかかわらず、時価の変化（通貨リスクおよび金利リスクによるものを除く）によって変動するリスクである。原則として、ファンドは、主に東京証券取引所に上場された日本株式に、全額が投資されている。

ファンドの設立以来、TOPIXは11.72%上昇したものの、ファンドは2.52%の上昇であった。

2017年12月31日においてTOPIXが10%上昇し、他の変動要因が一定だったと仮定した場合、前12か月間のファンドのパフォーマンスを基に推定される、買戻可能参加受益者に帰属する純資産の増加は、およそ236,000,000円（2016年12月31日：83,000,000円）である。逆に、TOPIXが10%下落したと仮定した場合、買戻可能参加受益者に帰属する純資産はほぼ同額分減少すると推定される。

感応度分析の限界

市場リスクの感応度分析は過去のデータに基づいており、将来の時価変動、市場間の相関関係および逼迫した状況下における市場の流動性の程度が、過去のパターンと無関係に変動するという事実を勘案できないため、かかる分析には限界がある。時価リスク情報はリスクの相対的評価であり、正確かつ精緻な数値ではなく、将来の市況は、過去にあった市況と大きく異なることがある。感応度分析においては、TOPIXに対するファンドの相対的パフォーマンスは一定であると仮定されている。

(ii) 通貨リスク

通貨リスクは、金融商品の公正価値が、為替レートの変化により変動するリスクと定義されている。これは、金融商品が測定される機能通貨以外の通貨建の商品に関して生じるリスクである。

ファンドのすべての貨幣性および非貨幣性金融資産は、機能通貨である日本円建である。一部の費用は日本円以外の通貨で支払われるが、これらは重要な通貨リスクをもたらすものではない。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変化により、金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が変動するリスクである。ファンドの金融資産の大部分は株式ならびに金利の支払および満期がないその他の商品である。ファンドの現金残高は、重要な金利リスクの影響を受けない。

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の一方の当事者が、債務の不履行により、他方当事者に金融上の損失を与えるリスクである。

ファンドは証券取引所で取引される債務証券、先物またはいかなる種類のデリバティブにも投資していないため、ファンドにおける信用リスクは極めて低い。

ファンドの受託会社は、BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）（2016年12月31日：ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）リミテッド）である。ファンドの資産および現金の実質的にすべてが、受託会社の保管管理ネットワークによって保有されている。受託会社の破産または支払不能状態により、受託会社によって保有される投資債券および投資株式に対するファンドの権利が、遅延または制限されることがある。2017年12月31日および2016年12月31日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、投資有価証券明細表に開示されている投資有価証券の価値の合計である。

信託証書およびアイルランド非UCITS通達の要件に則り、ファンドの証券は、受託会社の保管管理ネットワークにおいて分別口座で保有される。受託会社がファンドの資産保管のために任命するいかなる代理会社についても、かかる会社がファンドの資産を分別保管することを、受託会社は保証する。したがって、受託会社が支払不能に陥る、または破産した場合でも、ファンドの資産は分別されかつ保護されるため、取引相手方リスクはさらに軽減される。ただし、ファンドは、受託会社が保有するファンドの現金に関し、受託会社または受託会社が利用する一定の保管人のリスクにさらされる。

受託会社が支払不能または破産となった場合、ファンドは自身の現金に関し、受託会社に対する一般債権者として扱われる。受託会社であるBNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドの2017年12月31日現在の信用格付は、AA-であった（2016年のステート・ストリート・コーポレーション：A）。

ファンドは、支払義務および債務履行義務のための継続的な担保として、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドのために業務を行う管理会社とBNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドとの間で締結された2017年9月29日付更改証書に基づき、ファンドの資産を超える手数料をもって、継続的な担保権を受託会社およびその関連会社に付与している。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、ファンドが金融負債に付随する責務履行の困難に遭遇するリスクである。投資運用会社が管理する主要な流動性リスクは、買戻請求に応じて、いかなるときも株式を速やかに売却できるようにすることである。買戻請求に対する責務を全うするため、ファンドは証券の売却が必要になることがある。このリスクを管理するため、内部ファンド運用規則は、純資産価額の最低25%を優良な機関に投資することを定めている。

保有されている投資有価証券はすべて、流動性が高いとみなされる、活発に取引されている上場株式である。したがって、ゲート、サイドポケット、ロックアップ規定および／または類似する取決めによるポジションの管理のための合意の準備は整っていない。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券総口数の10%を超える買戻請求が当該サブ・ファンドまたはその受益者の利益にとり不利な影響を及ぼすことがあると判断する場合には、いずれかの取引日に買い戻される各サブ・ファンドの受益証券総口数を、関連するサブ・ファンドの受益証券総口数の10%までに制限する権利を有する。かかる場合、当該取引日に受益証券を買い戻すことを希望するすべての受益者が、当該受益証券と、買い戻されていないものにかかる事態が発生していなければ買い戻されていたであろう受益証券の同じ割合の買戻しを翌取引日に繰り越すことを実現することができるよう、当該制限は按分して適用される。ただし、前取引日から繰り越された買戻請求は、必ず前記の制限に従い、後発の買戻請求に優先して対応されるものとする。各サブ・ファンドの受益証券は、買い戻される各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の1%を上限とする買戻手数料を負担することがある。

2017年12月31日および2016年12月31日現在のすべての金融負債は、1か月以内に満期を迎える。

(d) 公正価値の見積り

I F R S 第7号「金融商品：開示」は、測定時に使用するインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを使用して、公正価値測定を分類するようファンドに要求している。公正価値ヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・ レベル1－活発な市場における同一の資産または負債の市場価格（未調整）。
- ・ レベル2－レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格として）または間接的（すなわち、価格から導かれるものとして）に観察可能なもの。
- ・ レベル3－観察可能な情報に基づいていない資産または負債のインプット（観察不可能なインプット）。

2017年12月31日および2016年12月31日現在、投資有価証券はすべてレベル1に分類されている。投資有価証券の価値は活発な市場における市場価格に基づいているため、投資有価証券はレベル1に分類されているが、それらは活発な上場株式を含む。ファンドは、これらの商品について市場価格を調整しない。

現金および現金等価物は、銀行が保管する預金および活発な市場におけるその他の短期投資有価証券を含み、それらはレベル2に分類されている。

投資有価証券売却に係る未収金およびその他の未収金は、ファンドに支払うべき取引の清算のための契約上の金額およびその他の債務を含む。投資有価証券売却に係る未払金およびその他の未払金は、ファンドが支払うべき取引および費用の清算のための契約上の金額および債務を示す。すべての未収金および未払金の残高は、レベル2に分類されている。

買戻可能株式の買取請求権付価値は、ファンドの目論見書に従って、信託の範囲内における各サブ・ファンドの資産合計とその他すべての負債との純差額に基づいて計算される。かかる株式は保有者の選択により買戻しが可能であり、あらゆる取引日においてファンドに返還し、株式クラスに帰属するファンドの純資産価額に按分比例したものと同等の現金と交換することができるため、かかる株式は需要の特性を有する。公正価値は、要求に従って支払うべき金額に基づいている。このため、買戻可能株式保有者に帰属する純資産の分類に最も適切なレベルはレベル2とみなされる。

公正価値ヒエラルキーのレベル間での移動は、当会計年度末に発生したものとみなされ、また投資有価証券の価格設定に使用される価格設定情報源または手法が変更された場合に発生したものとみなされるが、これはI F R S 第13号に定義されるレベルの変更の要因となる。

2017年12月31日終了の会計年度において、金融商品のレベル1とレベル2との間での変動はなかった。

2017年12月31日現在、レベル3に分類された投資有価証券はなかった。

16. 為替レート

当会計年度末において保有されている資産のすべてが日本円建てであるため、換算のための為替レートは使用されていない。当会計年度末における特定の報酬および債務残高に関しては、以下の為替レートが適用される。

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
英スターリング・ポンド	152.024641	143.865731
ユーロ	134.887234	123.493880
米ドル	112.515011	116.945000

	2017年度 平均為替レート	2016年度 平均為替レート
英スターリング・ポンド	144.360388	147.059650
ユーロ	126.435900	120.435503
米ドル	112.160170	109.217500

17. ポートフォリオの効率的運用

ファンドは、ポートフォリオの効率的運用のためおよび為替取引のリスクを回避するため、中央銀行の定める条件および制限に従い、AIFルールブックに略述される技法および手段を利用することができる。さらに、将来ファンドの利用に適した新規の技法および手段が開発されることがあり、ファンドは、関係するファンドの英文目論見書補遺で開示すること、ならびに中央銀行の事前承認を得ることおよび中央銀行により課された制限に従うことを条件に、当該技法および手段を利用することができる。

当会計年度において、ポートフォリオの効率的運用を目的とした、ファンドによる金融派生商品の利用はなかった（2016年度：該当事項なし）。

18. 元本管理

ファンドの元本は、純資産により示される。ファンドが受益者の裁量により日々の販売と買戻しに服することがあるため、純資産価額は日々大幅に変動する可能性がある。

ファンドの所有権は、大量の受益証券を保有する少数の投資家に集中している。そのため、大量に保有する受益者からの買戻し請求は、ファンドの流動性およびファンドの経営持続能力に多大な影響を与えることがある。

元本管理の際のファンドの方針は、長期的な元本成長の全般的な目的を達成し、その投資活動の発展をサポートする強力な元本基盤を維持するための経営持続能力を保護することである。

投資運用会社は、純資産価額に基づいて元本を監視する。

19. 英文目論見書における重要な変更

2017年10月2日、管理事務代行会社、監査役および受託会社の変更を反映するため、改訂英文目論見書が発表された。

20. 当会計年度中の重要な事象

2017年1月31日、エリザベス・ビーズリーが管理会社取締役会における取締役に任命された。

2017年1月31日、ジョン・スケリーが管理会社取締役を辞任した。

2017年8月28日、プライスウォーターハウスクーパースがユキ・ミズホ・アンブレラ・ファン

ドの監査役を辞任し、2018年1月29日、デロイトが監査役に任命された。

2017年10月1日、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドがユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドの管理事務代行会社を辞任し、BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーが管理事務代行会社に任命された。

2017年10月1日、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッドがユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドの受託会社を辞任し、BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドが受託会社に任命された。

その他、当会計年度中に、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドまたはファンドに影響を与える重要な事象はなかった。

21. 後発事象

当会計年度末以降に、ユキ・ミズホ・アンブレラ・ファンドまたはファンドに影響を与える重要な事象はなかった。

22. 監査済財務書類の承認

本監査済財務書類は管理会社により2018年4月25日に承認された。

(3) 投資有価証券明細表等

ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド

投資有価証券明細表

2017年12月31日現在

株数	銘柄	評価額 (日本円)	純資産価額 (%)
広告-0.48% (2016年: 0%)			
3,600	博報堂DYホールディングス	5,266,800	0.48
自動車部品-0% (2016年: 2.14%)			
自動車-0% (2016年: 0.80%)			
アパレル-0.36% (2016年: 0%)			
6,700	クラウドディアホールディングス	3,939,600	0.36
建材-1.21% (2016年: 1.23%)			
2,800	ニチハ	13,230,000	1.21
化学-16.18% (2016年: 3.97%)			
6,200	JCU	34,038,000	3.10
7,500	三井化学	27,187,500	2.48
2,000	日東電工	20,020,000	1.83
7,800	昭和電工	37,557,000	3.42
27,600	東海カーボン	38,502,000	3.51
6,100	宇部興産	20,221,500	1.84
商業サービス-8.36% (2016年: 16.42%)			
20,400	クリーク・アンド・リバー社	23,786,400	2.17
7,800	ジェイエイシー リクルートメント	17,043,000	1.55
5,000	ライク	12,600,000	1.15
17,100	リンクアンドモチベーション	15,732,000	1.43
11,000	アウトソーシング	22,594,000	2.06
コンピューター-5.34% (2016年: 6.21%)			
17,100	フェローテックホールディングス	39,330,000	3.58
24,000	富士通	19,264,800	1.76
化粧品およびパーソナルケア-0% (2016年: 1.30%)			
各種金融-0% (2016年: 2.20%)			
電気機器-0% (2016年: 0.63%)			
電子機器-12.32% (2016年: 2.41%)			
6,400	アルプス電気	20,608,000	1.88
5,100	堀場製作所	34,629,000	3.16
16,000	日本航空電子工業	30,512,000	2.78
9,900	メイコー	21,166,200	1.93
5,100	ミネベアミツミ	12,051,300	1.10
2,000	山洋電気	16,160,000	1.47
工学および建設-0.97% (2016年: 0%)			
9,000	関電工	10,674,000	0.97
エンタテインメント-0% (2016年: 0.98%)			
食料品-0.50% (2016年: 1.01%)			
2,000	日本ハム	5,496,000	0.50

株数	銘柄	評価額 (日本円)	純資産価額 (%)
手工具および工作機械-1.66% (2016年: 0%)			
39,000	明電舎	18,174,000	1.66
医療提供およびサービス-0% (2016年: 0.99%)			
ヘルスケア製品-1.50% (2016年: 9.45%)			
7,000	日本ライフライン	16,492,000	1.50
住宅建築-1.87% (2016年: 4.61%)			
13,800	ファーストコーポレーション	20,479,200	1.87
家財道具-1.99% (2016年: 0%)			
4,300	ソニー	21,856,900	1.99
保険-0% (2016年: 0.64%)			
インターネット-4.05% (2016年: 4.27%)			
6,152	D. A. コンソーシアムホールディングス	13,706,656	1.25
2,100	ディップ	6,115,200	0.56
2,000	G u n o s y	6,870,000	0.62
23,800	バリューコマース	17,731,000	1.62
レジャー用品-0% (2016年: 2.31%)			
機械-総合-13.87% (2016年: 5.11%)			
6,500	ダイフク	39,910,000	3.64
7,500	フロイント産業	10,477,500	0.95
21,600	J U K I	40,219,200	3.67
4,600	ナブテスコ	19,872,000	1.81
8,400	安川電機	41,706,000	3.80
金属製作およびハードウェア-2.00% (2016年: 0%)			
6,800	日本精工	12,063,200	1.10
3,100	リョービ	9,920,000	0.90
事務用電子機器-0% (2016年: 0.38%)			
製薬-1.02% (2016年: 0.47%)			
3,000	シップヘルスケアホールディングス	11,205,000	1.02
不動産-5.75% (2016年: 5.13%)			
10,400	オープンハウス	63,024,000	5.75
小売-0.48% (2016年: 3.91%)			
2,500	ビューティガレージ	5,215,000	0.48
半導体-13.69% (2016年: 6.03%)			
36,900	新日本無線	39,593,700	3.61
1,200	東京エレクトロン	24,480,000	2.23
4,400	アルバック	31,240,000	2.85
10,600	U Tグループ	34,715,000	3.17
1,100	ブイ・テクノロジー	20,086,000	1.83
ソフトウェア-0% (2016年: 0.94%)			
専門小売-0% (2016年: 1.40%)			
保管および倉庫-0.67% (2016年: 0%)			
19,000	三井倉庫ホールディングス	7,315,000	0.67
通信-0.59% (2016年: 0.96%)			
400	光通信	6,480,000	0.59
繊維・アパレル-0% (2016年: 2.53%)			

株数	銘柄	評価額 (日本円)	純資産価額 (%)
運輸 - 1.12% (2016年 : 3.85%)			
15,100	センコーグループホールディングス	12,291,400	1.12
公共事業 (電気) - 0% (2016年 : 3.61%)			
投資有価証券 (取得原価 : 709,478,612円)		1,052,847,056	95.98
債権 (2016年 : 2.61%)		10,958,405	1.00
現金および預金残高 (2016年 : 4.56%)		55,570,717	5.07
資産合計		1,119,376,178	102.04
債務 (2016年 : (3.08%))		(22,414,271)	(2.04)
純資産		1,096,961,907	100.00

純資産価額

	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日
純資産価額	1,096,961,907円	1,245,691,766円	1,293,771,783円
受益証券口数	107,000	174,000	188,000
受益証券1口当たり純資産価格	10,252円	7,159円	6,882円

V. お知らせ

該当事項はありません。